



会 則

ジュニア会員

スポーツクラブビッグ・エス千城台

big S

会 則

第1条 名称

スポーツクラブ ビッグ・エス千城台にて行う各種子供向け教室の総称を、『スポーツクラブ ビッグ・エス千城台 ジュニアスクール』（以下「本スクール」という）と称す。

第2条 所在地

本スクールの所在地は、千葉県千葉市若葉区千城台北3-2-1-1ラパーク千城台4階とする。

第3条 経営・運営

本スクールの経営・運営は、株式会社ザ・ビッグスポーツが行う。

第4条 目的

本スクールは専任スタッフ（「以下「アニメーター」という」）による一貫したレッスンを行ない、子供たちの心身の健やかな育成を図ることを目的とする。

第5条 会員

本スクールは会員制とし、入会に際して以下の手続きをとるものとする。

1. 本スクールに入会を希望する方は、本会則及び細則の諸契約を本スクールと締結しなければならない。
2. 本スクールは1.に際して、本会則及び細則の契約書面を交付するものとする。
3. 本スクールの会員種別、利用条件等は「細則」の通りとする。
4. 本スクールに入会を希望する方は、入会金・登録手数料及び会費の納入を含めた所定の申し込み手続きを行い、これを本スクールが承諾した場合に入会することができる。
5. 本スクールの利用開始日は、入会手続き時に入会申込書へ記載した利用開始日より会員として施設の利用を行う事ができるものとする。

第6条 入会資格

会員は本スクールの審査基準に適した男女とし、次の各号に該当する方とする。

1. 各会員種別の適応年齢に達し、本会則及び本スクールの諸規定を遵守する方。なお、入会に関しては親権者の同意を必要とする。
2. 本人及び保護者が本スクールの会則・細則を承認された方。
3. 本人及び保護者が本スクールの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
4. 健康状態に異常がなく、医師などに運動を禁じられておらず、本スクールの諸施設の利用を自立して行えうと認められた方。
5. 刺青・タトゥー（大きさやファッションタトゥーにかかわらず）をしていない方。
6. 保護者が暴力団関係者でない方。
7. 本スクールが、入会に適すると判断した方。

第7条 会員種別

本スクールの会員種別は、別途細則で定めるものとする。

第8条 入会金・登録手数料

会員は細則に定められた入会金及び登録手数料を入会時に支払うものとする。なお、一旦支払われた入会金・登録手数料は、返還しないものとする。また、入会金・登録手数料は在籍期間のみ有効とし、退会後の再入会は新たに入会金・登録手数料を必要とする。

※本スクールは、登録手数料を徴収いたしません

第9条 年会費

1. 会員の本スクール受講期間は、利用月から1年間と

し、その後1年ごとに継続することができるが、継続する場合、会員は本スクールが細則に定める継続年会費を受講期間が満了する月の末日までに支払うものとする。なお、一旦支払われた年会費は、返還しないものとする。

2. 会員が前項の継続年会費を支払わない場合には、受講期間満了日をもって本スクールの会員資格を失うものとする。

※本スクールは、年会費を徴収いたしません

第10条 月会費

会員は、細則に定められた会費を施設利用の有無に関わらず、前納にて支払うものとする。なお、一旦納入された会費については、理由の如何に関わらず返還しないものとする。

第11条 譲渡

会員資格は、これを他に譲渡できないものとする。

第12条 登録変更

1. 会員が本スクールの受講クラスまたは受講曜日を変更する場合は、変更希望月の前月の10日までに本スクールに変更届と変更手数料として細則に定める金額を提出しなければならぬ。10日が「休校日」の場合は前営業日とする。なお、電話での受付はしないものとする。
2. 本スクールは、会員が希望する場合には、前月の10日を過ぎた申請であっても受け付けることがあるものとするが、この場合、会員は変更の適要開始月分の会費につき、増額される差額を現金で支払うものとする。なお、減額される差額の返金はできないものとする。
3. 受講希望クラスまたは受講曜日が定員に達している場合は、予約待ちとする。

※本スクールは、変更手数料を徴収いたしません

第13条 休会

1. 会員が休会する場合は月単位とし、休会希望月の前月の10日までに本スクールに休会届を提出しなければならない。10日が「休校日」の場合は前営業日とする。なお、電話での受付はしないものとする。
2. 会員は前項の期間中、月会費の代わりに細則に定める休会費を支払うものとする。
3. 特別な理由（例えば入院、伝染病等）にて急遽1ヶ月以上の休会が必要と認められた場合、当月の休会を認める場合がある。ただし、その場合でも当月初回利用日以前に届出が書面で提出されていることとする。また、必要に応じて診断書または証明書を求める場合がある。
4. 会員は休会期間中、本スクールを受講できないものとする。

第14条 退会

1. 会員が退会する場合は、最終利用月の10日までに退会届を本スクールに提出しなければならない。10日が「休校日」の場合は前営業日とする。未納会費その他未納金がある場合には、これを完納して退会するものとする。なお、電話での受付はしないものとする。
2. 退会者（除名を含む）は退会時に会員証を本スクールに返還するものとする。

第15条 会員資格の一時停止または除名

会員に次の各号の事由が生じた場合、本スクールはその会員資格を一時停止または除名することができる。また、

以下の事項について、疑いが見受けられた場合には、本スクール担当者が面談の上、本スクールが判断を行うものとする。

1. 入会または利用に際して虚偽の申告を行った時、または本会則第6条に定める入会資格に適さない状況になった場合。
2. 本会則・細則及び本スクールが定めた諸規定に違反した場合。
3. 本スクールの名誉・信用を損傷したり、他の利用者
4. 業務妨害をしたり、またその恐れがある場合。
5. 施設・設備を故意に損傷、または備品などを盗難した場合。
6. 施設のご利用上、安全を確保出来ないと本スクール側が判断した場合。
 - (1) 第三者の介護や介添えが必要である場合。
 - (2) 安全を確保出来ないと本スクール側が判断した場合。
7. 他人に伝染または感染する恐れがある疾病を有する場合。
8. 一時的に筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
9. 会員が医師により、運動を禁止された場合。
10. 会費を3ヶ月以上滞納、またはその他の諸支払いを1ヶ月以上滞納し、支払いの督促にも応じない場合。
 11. 上記事項以外に本スクール側が不適当と認めた場合。

第16条 会員資格の喪失

次の各項の事由が生じた場合、会員は会員資格を喪失する。

1. 会員本人が死亡した時。
2. 本会則第14条に定める退会手続きが完了した時。
3. 本会則第15条に基づき除名された時。

第17条 会員証

1. 本スクールは、会員に会員証を交付する。
2. 会員が本スクールを利用する場合、必ず会員証を提示しなければならない。
3. 会員証は会員本人のみが使用し、他人に貸与できないものとし、会員がその資格を喪失した場合、速やかに会員証を本スクールに返還しなければならない。
4. 会員は会員証を紛失した場合、速やかに届出、再発行手続きをとるものとし、細則に定める再発行料を支払うものとする。

第18条 変更事項の届出

会員は住所・連絡先、その他入会申込手続きの際の記載事項に変更が生じた場合には、その変更の内容を速やかに本スクールまで届出のものとする。

第19条 休校日・臨時休校など

1. 本スクールは、別途定める営業カレンダーによって休校日を定める。
2. 本スクールは、諸般の事情により営業時間・休校日を変更する場合がある。
3. 本スクールは、次の事由により、施設の全部または一部を臨時に休校または使用制限することがある。
 - (1) 天災・地震、あるいは台風等での災害や危険が予測される時など、やむを得ない理由により本スクールを開校出来ない時。なお、その場合の振替レッスンはしないものとする。
 - (2) 施設の補修または改修をする時。

4. 本スクールは、2. 及び3. (2)の場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとする。

5. 本スクールが、3. (2)の理由により本スクールを長期休校した場合、会費は下記の通りとする。

- (1) 月間3/4レッスン以上休校した場合は、月会費は徴収しない。
- (2) 月間2/4レッスン休校した場合は、月会費の50%を徴収する。
- (3) 月間1/4レッスン休校した場合は、所定の月会費を徴収する。

第20条 ビジターの利用

1. 本スクールは会員の施設利用の妨げにならない範囲で、短期教室・体験教室を実施し、会員以外の者(以下「ビジター」という)の施設利用を認める。
2. ビジターは施設利用に際し、利用料を支払うものとする。
3. ビジターの利用は、本会則第6条すべてを満たす方に限るものとする。

第21条 施設の利用

1. 会員は、本スクール入会日に属する月から、本会則・細則に従い、本スクールのアニメーターからレッスンを受講し、定められた範囲内で施設を利用することができる。
2. 会員が利用することができる施設のエリアは、会員種別によって定め、細則の通りとする。

第22条 指定用品

会員は、本スクールの各種別で定める指定用品を施設で購入し、本スクール受講時には必ずその指定用品を使用するものとする。

第23条 スクールバス

本スクールは、会員の路面スクールバスを運行するものとするが、その運行コース及び時間帯等については、本スクールにおいて任意に定めるものとする。

第24条 施設の利用禁止

会員が次の各項の一つに該当した場合、本スクールは必要に応じて施設の利用を一部制限、または禁止することができる。

1. 施設のアニメーターの指示に従わない場合。
2. 本スクールが別に定める規則や掲示物によるルール・マナー等を守らない場合。
3. 他の施設利用者に迷惑をかけるなど、本スクールが不適当と判断した場合。
4. 上記事項以外に本スクール側が不適当と認めた場合。

第25条 免責

本スクールを利用するにあたって発生した盗難・傷害・死亡・会員同士のトラブルその他の事故によって、会員またはビジターが受けた損害については、明らかに本スクールの責に帰する場合を除き、本スクールは一切損害賠償責任を負わないものとする。

第26条 損害賠償

1. 会員ならびにビジターが、本スクールの利用に際して発生させた人的・物的損害については、本スクールは一切損害賠償の責は負わない。
2. 会員ならびにビジターが、本スクールの諸施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、本スクールまたは会員等第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

第27条 本スクールからの契約解除

1. 本スクールはやむを得ない事情により、会員との契

約を解除する場合には、書面にて会員に契約解除を通知するものとする。

2. 会費の返還は無利息とする。

第28条 個人情報の扱い

会員が本スクールに提出した個人情報は、本スクール運営・会員サービスの提供及び各種キャンペーンの案内などのために利用するものとする。本スクールは個人情報を当社個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に則り、法令遵守の上、厳正な取扱いをするものとする。

第29条 附則

本スクールの入会金・登録手数料ならびに会費などについては、経済情勢の変動もしくは税金などの法的改正、施設の状況などその他諸事情により、変更する場合がある。

第30条 細則など

本会則に定めのない事項ならびに本スクールの運営上必要な事項は、細則に定めるものとする。また、細則に記載していない事項についても、必要に応じて諸規定を定めるものとする。

第31条 改正

本会則の改正は、本スクールが必要に応じてこれを行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。また、その内容は、スクールの所定の場所に1ヶ月間掲示するものとする。

第32条 本会則の発効

本会則は平成29年6月11日より発効する。